

美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会

答申書付属参考資料

【平成 30 年 1 月 9 日付 答申】

目次

はじめに	3
第1章 現庁舎の課題整理	4
1-1 現庁舎の概要	4
1. 1. 1 現庁舎の配置	4
1. 1. 2 現庁舎の建物概要	5
1. 1. 3 現庁舎における各課の配置状況及び職員数	7
1-2 建物における課題整理	8
1. 2. 1 老朽化・耐震脆弱性について	9
1. 2. 2 狭あい性について	10
1. 2. 3 防災機能の不足について	10
1. 2. 4 親しみやすい空間の不足について	13
1. 2. 5 まちとの関連性(まちづくり)の不足について	15
第2章 新庁舎に求められる基本機能	16
2-1 新庁舎整備に係る基本理念	16
2. 1. 1 基本理念	16
2. 1. 2 基本方針	16
2. 1. 3 基本機能	17
2. 1. 4 新庁舎整備に必要な視点等	19
2-2 法的整理等	22
2. 2. 1 新庁舎の規模算定	22
2. 2. 2 都市計画法および建築基準法による立地条件の整理	26
第3章 新庁舎整備の事業手法及び候補地等の比較分析	27
3-1 新庁舎整備の事業手法の比較分析	27
3. 1. 1 事業手法の選択肢	27
3. 1. 2 事業手法の比較分析	28
3-2 新庁舎整備の候補地等の比較分析	29
第4章 新庁舎をいかしたまちづくり構想	33
4-1 新庁舎をいかしたまちづくりにおける留意事項	33
4-2 2050年における理想の庁舎とその位置づけ	35

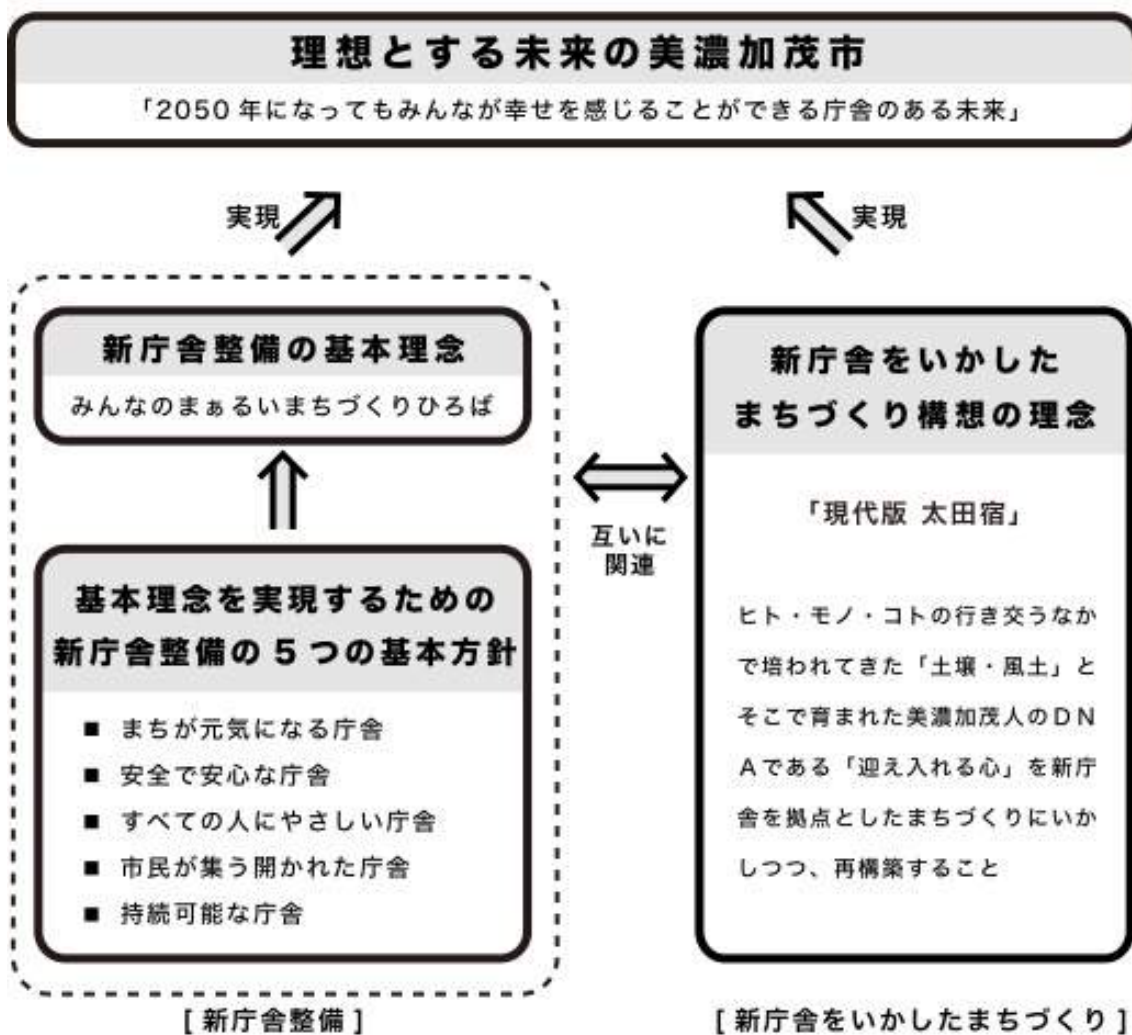
4-3 新庁舎をいかしたまちづくりに求められること.....	37
4-4 新庁舎をいかしたまちづくり構想の理念.....	38
おわりに	40
資料1 美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会 委員名簿.....	41
資料2 美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会 答申過程.....	42
資料3 市民ワークショップ開催日等	43
資料4 おでかけワークショップ開催日等	44

はじめに

本資料は、答申書の付属参考資料です。本資料の構成として、答申書における4つの答申事項は、本資料における各章と対応しています。大別すると第1章から第3章までが「新庁舎整備」に関する答申、第4章が「新庁舎をいかしたまちづくり」に関する答申となっています。

答申書で言及した「新庁舎整備の基本理念」、「新庁舎整備の5つの基本方針」及び「新庁舎をいかしたまちづくり構想の理念」の関係図を以下に示します。

<基本理念等の関係図>

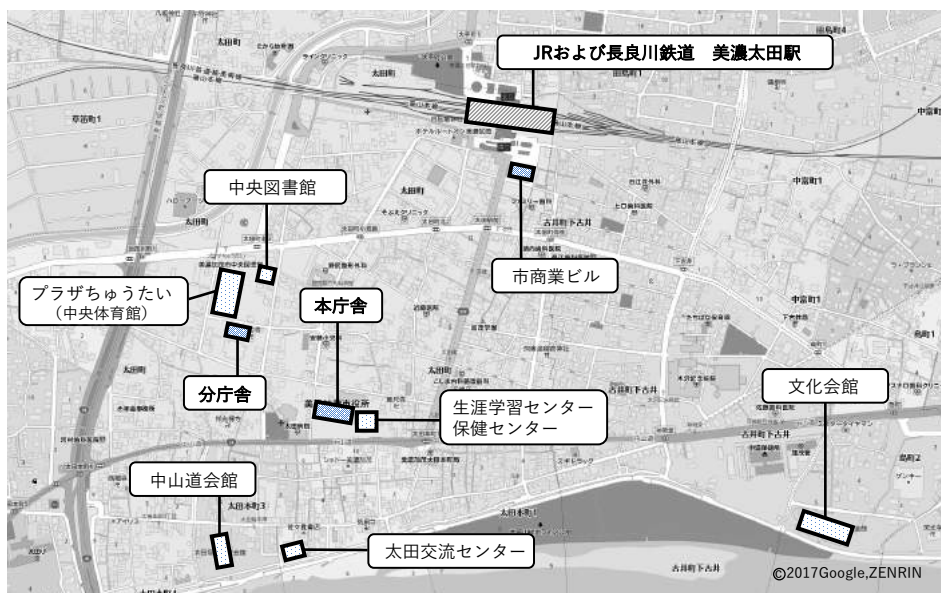


第1章 現庁舎の課題整理

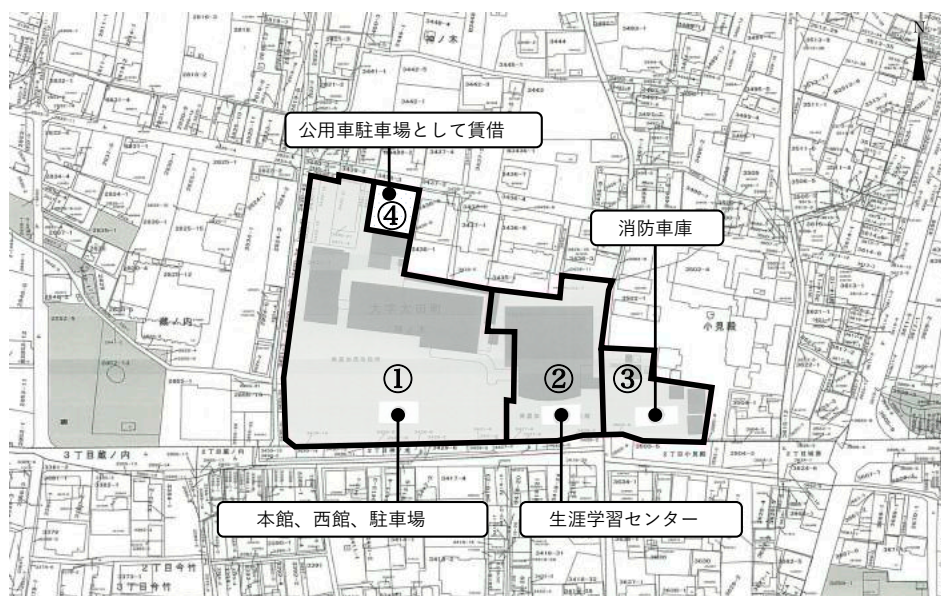
1-1 現庁舎の概要

1.1.1 現庁舎の配置

現庁舎は、JR 美濃太田駅南エリアの太田地区に位置し、本庁舎(本館・西館)と本庁舎から徒歩5分ほどの距離にある分庁舎からなります。本庁舎には生涯学習センターと保健センター、消防車庫が隣接し、周辺には中央体育館、中央図書館など複数の公共施設が立地しています。



(図 1-1 美濃加茂市現庁舎の配置状況)



(図 1-2 本庁舎の敷地状況)

1.1.2 現庁舎の建物概要

本庁舎は、本館が昭和36年(1961年)に建設され、西館が昭和54年(1979年)に建設されました。本館、西館ともに旧耐震基準で建設された建築物のため、平成15年(2003年)に耐震補強工事が施されました。分庁舎については、平成2年(1990年)に新耐震基準で建設された建築物です。

	本庁舎		分庁舎
	本館	西館	
完成年	1961(昭和36)年	1979(昭和54)年	1990(平成2)年
築年数(H29年現在)	56年	38年	27年
構造	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建	鉄筋コンクリート造 地上5階建	鉄骨造 地上4階建
エレベーター	なし	あり	あり
耐震性	あり	あり	あり
	旧耐震基準で建設されたが、2003(平成15)年に耐震補強工事を実施済み		新耐震基準(昭和56年導入)で建設された
駐車台数	来客者：124台 公用車：25台		来客者：20台 公用車：25台
	149台		45台
			

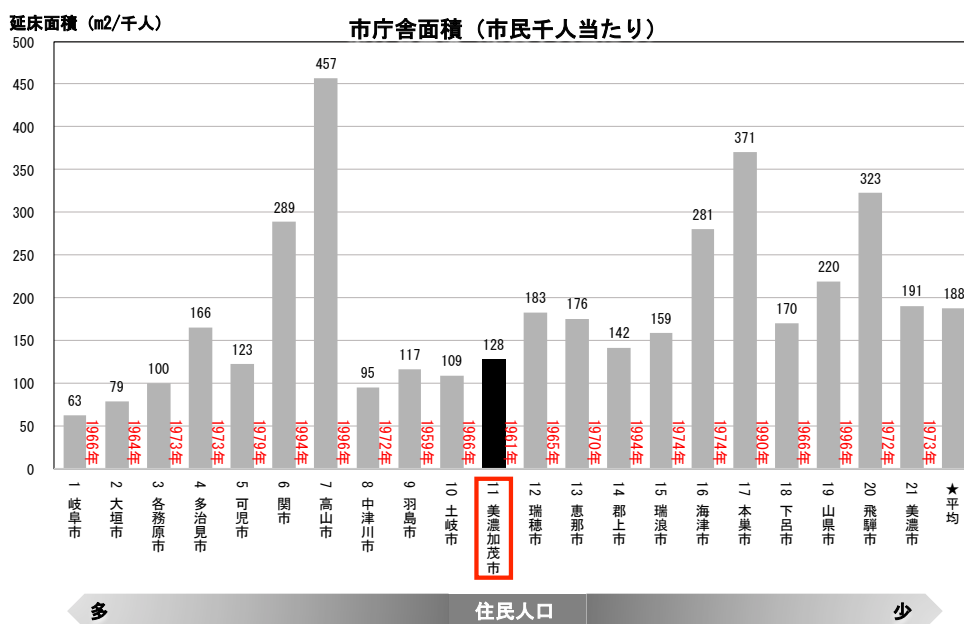
(図1-3 現庁舎の建物概要)

(単位：m²)

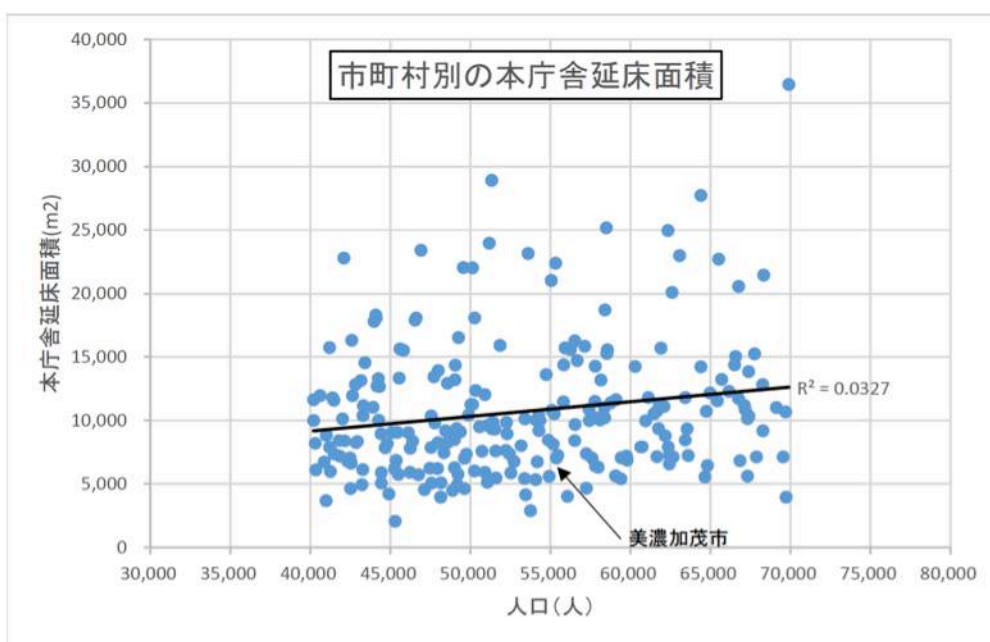
	本庁舎		分庁舎	合計	地方債同意等 基準運用要領等 (総務省)
	本館	西館			
建築面積	1,735.36	372.24	537.90	2,645.50	
延床面積	5階	---	182.25	22.33	
	4階	111.65+16.00	372.24	453.13	
	3階	850.15+151.90	372.24	453.13	
	2階	832.33+151.90	372.24	506.17	
	1階	850.15+407.18	372.24	506.17+18.93	
	地階	123.67	---	---	
		3,494.93	1,671.81	1,959.86	
敷地面積 (①~④の位置は 前頁参照)	①市役所(本館・西館)		7,179.45		
	②生涯学習センター		2,552.55		
	③消防車庫		1,385.41		
	④賃借地(公用車駐車場D)		345.55		
			11,462.96		

(図1-4 庁舎別の建物・敷地面積)

本庁舎の延床面積は、下図の示す通り、全国の人口同規模市町村及び県内他市の中でも比較的小さいことが分かります。



(図 1-5 県内庁舎の延床面積比較)



- * 調査対象は、人口40,000人～70,000の市町村(全国238市町村)
- * 美濃加茂市の延床面積は、本館、西館、分庁舎の合計
- * 人口(人):H27国勢調査
- * 本庁舎延床面積(m2):総務省「公共施設状況調経年比較表」

(図 1-6 市町村別の本庁舎延床面積)

1. 1. 3 現庁舎における各課の配置状況及び職員数

平成 29 年現在、現庁舎(本館、西館、分庁舎)における各課の配置状況(市長室、議場、会議室等を
含む。)は、以下のとおりです。(表中★マークは、市民利用の多い窓口業務のある課を表す)

本庁舎			分庁舎
本館	西館		
1階	市民課 ★ こども課 ★ 介護保険課 ★ 国保年金課 ★ 会計課 ★	1階 福祉課 ★ 税務課 ★	1階
2階	総務課 人事課 防災安全課 防災会議室 地域振興課 財政課 企画課 秘書広報課 市長室・副市長室	2階 収税課 ★ 土木課 消費生活相談室 記者クラブ	2階 上下水道課 ★
		3階 都市計画課 産業振興課 農林課 監査委員事務局 施設経営課	3階 長寿福祉課 学校教育課 教育総務課
3階	議場 正副議長室 議会事務局 施設経営課	4階 総務課	4階 土地改良区 介護保険課
		5階 ランチルーム	

(図 1-7 現庁舎における各課の配置状況)

平成 29 年 1 月 1 日現在、本庁舎、分庁舎に勤務する職員数(嘱託職員、臨時職員を含む。)、市議
会議員定数及び美濃加茂市の人口(現況人口・将来展望人口)は、以下のとおりです。庁舎整備にお
いては、当データ及びこれからの人口減少社会を考慮し、職員数の増減を検討する必要があります。

○職員数(H29.1.1 現在)

(人)

区分	特別職	部長級	課長級	課長補佐 係長級	一般職(製図)	一般職※	合計
現況職員数	3	7	27	72	18	226	353
内 訳	本館	2	5	16	33	92	148
	西館		2	7	25	10	122
	分庁舎	1		4	14	8	83

※一般職は、正職員+嘱託職員+臨時職員

○市議会議員定数(H29.1.1 現在)

議員定数	16 人	美濃加茂市議会議員定数条例より
------	------	-----------------

○人口

現況人口(2010年)	54,729 人	美濃加茂市人口ビジョン作成時
現況人口(2017.1.1 現在)	56,278 人	
将来展望人口(2040年)	58,318 人	人口ピーク・美濃加茂市人口ビジョンより
将来展望人口(2060年)	56,694 人	美濃加茂市人口ビジョンより

(図 1-8 職員数、人口等の状況)

1-2 建物における課題整理

本館は築後56年が経過し、修繕費及び維持管理費が増大するとともに、利用者の使い勝手にも不便をきたしていることから、現状のまま使い続けることを見直し、建替えについても検討する時期を迎えています。

物理的耐用年数

日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」による建築物全体の望ましい目標耐用年数は次の表による

構造	代表値	範囲	下限値
鉄筋コンクリート造	60年	50～80年	50年

※美濃加茂市公共施設等総合管理計画では平均値の65年を採用し更新費用を試算。

経済的耐用年数

財務省で定めている、建物における減価償却資産としての法的耐用年数

事務所	鉄筋コンクリート造	50年
-----	-----------	-----

平均寿命の推移

建物の平均寿命による参考値（建物が実際に存在した年数を建物の寿命と呼び、その平均値を平均寿命と呼ぶ。）

事務所	鉄筋コンクリート造	1997年	2005年
		45.63年	51.39年

「建物は何年もつか」（早稲田大学 教授小松幸夫）より



本館は築後56年が経過（H29年4月現在）
そろそろ何か手を打つ必要がある

（図 1-9 庁舎の耐用年数）

上記の庁舎の耐用年数等も踏まえ、本館、西館、分庁舎における様々な建物の課題を整理した結果、現庁舎の課題は大きく5つの項目に分けられます。各項目における現庁舎の現状と具体的な課題を、次頁以降に整理しました。

- (1) 老朽化・耐震脆弱性
- (2) 狭あい性
- (3) 防災機能の不足
- (4) 親しみやすい空間の不足
- (5) まちとの関連性の不足

1. 2. 1 老朽化・耐震脆弱性について

【本庁舎】

躯体：複数のクラックが発生。(特に本館に多く見られる)

外装：老朽化により、仕上げ材落下の危険性が高い箇所あり。

内装：漏水跡や塗装のめくれなどが見られる。

設備：老朽化による機能低下や不具合が発生している。

【分庁舎】

躯体：本庁舎に比べて、躯体自身の劣化は見られない。

外装：老朽化により、仕上げ材落下の危険性が高い箇所あり。

内装：壁のひび割れ、雨漏り補修跡が見られる。

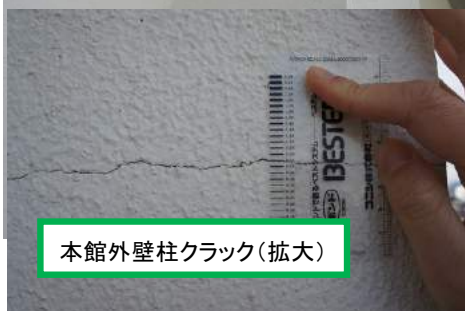
設備：設備不足や不適切な配置の問題がある。洋式トイレが2階と4階にしかなく不便である。



本館外壁柱のクラック



本館外壁タイルの剥がれ



本館外壁柱クラック(拡大)



本館内部クラックと漏水



分庁舎水漏れ補修済みの天井



本館屋上設備配管の凹みなど

1. 2. 2 狭あい性について

【本庁舎】

- ・利用者のスペースは、窓口混雑時に通路幅の確保が困難な状況にある。また、待合がなく居場所に困る利用者が見受けられる。プライバシーに配慮した相談コーナーも確保ができていない。
- ・執務スペースは、手狭であり、打ち合わせスペースや休憩スペースの確保ができていない。
- ・西館ランチルームは、席数が少なく、混雑している。

【分庁舎】

- ・本庁舎に比べると、執務スペースに余裕はあるが、混雑時の利用者のスペースは手狭である。

【駐車場】

- ・本庁舎、分庁舎共に駐車場のスペースが不足している。本庁舎と生涯学習センターが共用していることも原因のひとつと考えられる。混雑時に、駐車できない利用者も多い。



窓口通路の状況

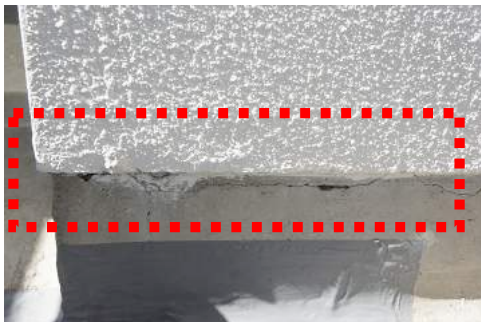


ランチルームの状況

1. 2. 3 防災機能の不足について

【耐震性・安全性】

- ・本庁舎は耐震補強を施しているものの、建物自体の損傷や設備機器類の老朽化が著しく、大規模地震があった際にそれらの破損などにより災害対策の中核拠点としての役割が果たせないおそれがある。
- ・建物が狭いため、市民の避難拠点として位置付けることができない。
- ・駐車場に十分な広さがないため、自衛隊、ボランティアなどの各応援を受け入れるスペースが配慮されていない。



躯体の損傷



駐車場全景

【水害対策】

- ・堤防やダムを整備により、以前に比べて水害は起こりにくいと言われているが、新丸山ダムが完成するまでは、現庁舎は100年に1度の洪水で2.0m未満の浸水が想定されている。
- ・過去の浸水の経験から、防災会議室、サーバー室、受変電設備及び非常用発電設備を2.5m以上の高さに設置し、浸水対策を行っている。
- ・本館は、地下室にボイラー室と空調機械室があることから内水氾濫程度でもボイラーなどが水没するおそれがあり、水没した場合、庁舎内の冷暖房設備が使用できない可能性が高い。



9.28 豪雨災害（昭和58年9月28日台風10号の洪水による美濃加茂、坂祝の洪水氾らん状況（一般社団法人中部地域づくり協会 HP より）



（図 1-10 浸水想定区域図）

【災害対策本部機能】

- ・本館2階に災害対策本部として利用可能な防災会議室を設置し、国や県と連絡を取る設備を整備。
- ・防災会議室に隣接して各警報の受信機器を整備した無線室を設置し、市全域への放送が可能。
- ・災害時の対応として非常用発電設備を設置。ただし、夏冬期には空調による電力消費量を抑えるために日常的に非常用発電設備を使用している状態にある。



防災会議室
(常時は会議室として利用)



警報発令時の
情報感知機器



無線室



衛星電話



岐阜県防災 LAN

【避難施設等】

・美濃加茂市は地域防災計画を策定済みであるが、現庁舎は避難施設としての位置付けはなく、隣接する生涯学習センターと総合福祉会館が初期対応避難施設となっている。防災備蓄倉庫は、市内8地区に設置し、災害時に必要となる資機材を備蓄しているほか、万が一の水害を想定し、大型備蓄倉庫を西総合運動場と東総合運動場の2ヶ所に設置している。



(図 1-11 避難施設等配置状況)

1. 2. 4 親しみやすい空間の不足について

【ユニバーサルデザイン】

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成 18 年法律第 91 号）」に定める『バリアフリー化基準（建築物移動等円滑化基準）』を満たさない項目が次のとおり複数見られる。

- ① 階段及びスロープへの点状ブロック等の未敷設
- ② 車椅子使用者用トイレブースの未設置（西館、分庁舎）
- ③ オストメイト対応水洗器具の未設置（西館、分庁舎）
- ④ 音声誘導装置等の未設置
- ⑤ 上下階及び棟間移動における段差の未解消（エレベーターは西館のみ設置）

【トイレの整備】

- ・トイレブース内が狭く、荷物を置く場所が限られている。
- ・廊下などからの目線に配慮されておらず、利用しづらい場所がいくつか見受けられる。
- ・手洗いの設置位置が低く、腰に負担がかかるものが多い。
- ・湿式床の排水口内の器具の老朽化により、掃除しづらく、臭気を感じる部分が見られる。
- ・給排水管の不良が原因と想定される水漏れが見受けられる。
- ・洋式便器が少ない。



簡易間仕切りの身障者用トイレ



高さの低い手洗い



配管不良による漏水

【エントランス】

- ・車寄せのひさしによって、入り口が影となり、明るく迎え入れる雰囲気を作りづらい。
- ・館内マップの設置に関わらず、受付に直接訪ねるケースが多い。ワンストップサービスになっておらず、各窓口への動線がわかりにくい状況が原因のひとつと考えられる。
- ・外国語対応はタブレットによるテレビ電話対応を基本とし、やむをえない場合に通訳を呼ぶ形式となっている。（通訳採用数は多い。）
- ・風除室がないため、エントランスは外部に近い温度環境になっており、人の滞在する人が少ない。



【その他】

- ・キッズスペースがない。

【駐車場・駐輪場】

- ・駐車場を生涯学習センターとの共用にした結果、来庁者が混雑時に駐車できない状況を作り出している。
- ・駐輪場は建物間の空いたスペースを利用しており、場所が分かりにくい。



左:生涯学習センターの駐車場(入りにくいため本庁舎駐車場を利用する人が多い。)
右:細い通路を通って行く屋外駐輪場

【議場】

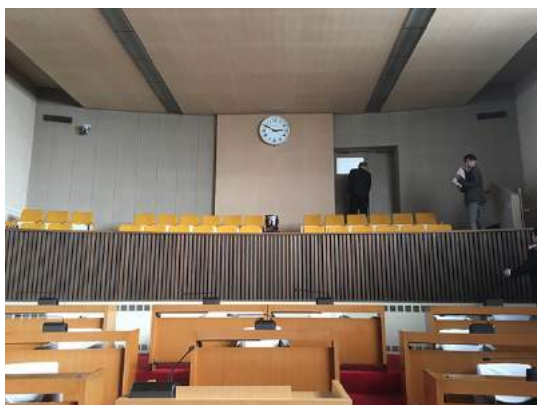
- ・外から見ることはできないクローズタイプの議場である。
- ・傍聴席は狭く急な階段の先にある、車椅子利用者に配慮されていない。

【市長室】

- ・部屋を介した奥に位置し、一般の利用者が気にとめることのない配置である。防犯上は有利であるが、オープンな印象を与えにくい状態である。



議場傍聴席用階段



議場傍聴席



市長室の位置

1. 2. 5 まちとの関連性(まちづくり)の不足について

現庁舎は、駅や国道が整備された交通の要衝で、官公庁関連が集積するエリアである現在の位置に建てられており、利用者のアクセスに配慮されています。その一方で、まちとの関連性(まちづくり)に強く結びつく庁舎の機能は特に見受けられません。ただし、その立地上、おん祭美濃加茂など各種イベント時には本庁舎の駐車場が開放されており、隣接する生涯学習センターではまちづくりに関わる各種催しが日常的に開催されています。

これからの庁舎には、まちとの関連性(まちづくり)を市民と一緒に考え、実行していく場となることが求められています。



広報みのかも(昭和36年5月15日発行)

第2章 新庁舎に求められる基本機能

2-1 新庁舎整備に係る基本理念

2.1.1 基本理念

新庁舎整備基本構想策定委員会(以下「策定委員会」といいます。)でのワークショップや市民ワークショップ、市民アンケートなどから出た意見を踏まえて、新庁舎が市民と共にまちづくりを行う拠点(ひろば)となるよう、下記のように新庁舎整備の基本理念を定めました。

[新庁舎整備の基本理念]

みんなのまあるいまちづくりひろば

この基本理念には、新庁舎が、「市民が主人公となって日常を豊かに過ごすことができるまちづくり」や「美濃加茂市を訪れる人々が魅力を感じるまちづくり」を行う拠点(ひろば)となることを目指すという思いが込められています。

なお、「まあるいまち」とは、美濃加茂市第5次総合計画に定められた目指すべき将来像「まあるいまち みのかも」から引用しています。

2.1.2 基本方針

現庁舎の課題を踏まえた上で、基本理念を実現するために必要となる新庁舎の姿を、新庁舎整備の5つの基本方針としてまとめました。

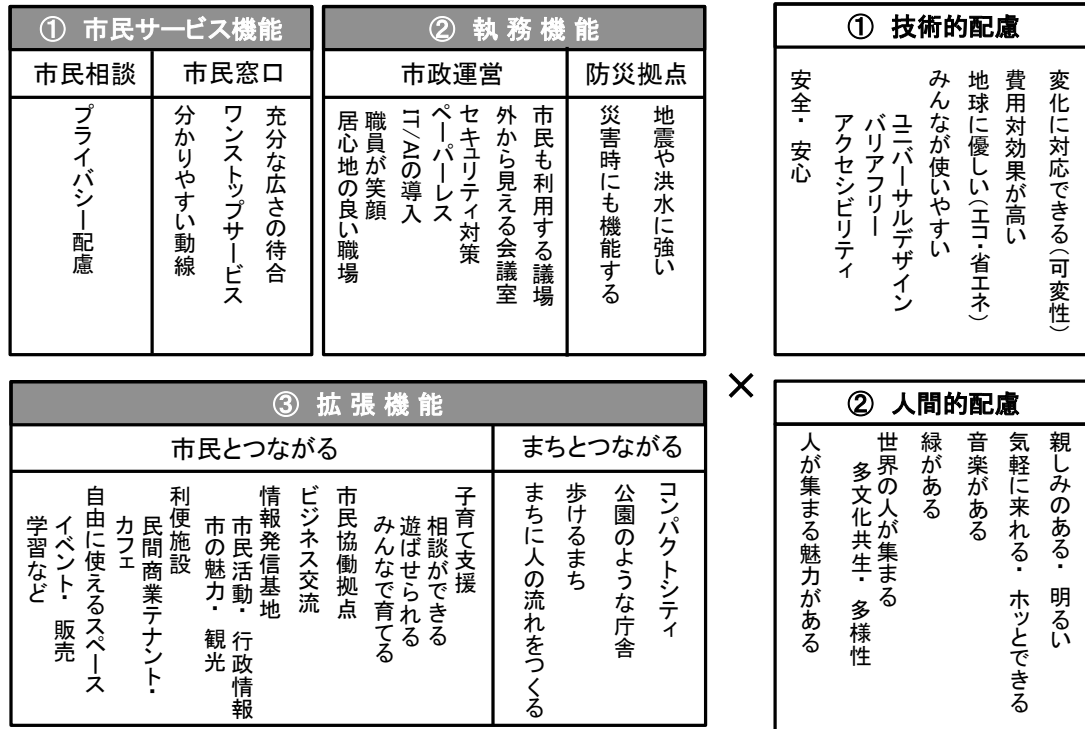
[新庁舎整備の5つの基本方針]

まちが元気になる庁舎	安全で安心な庁舎	すべての人にやさしい庁舎	市民が集う開かれた庁舎	持続可能な庁舎
<ul style="list-style-type: none">・にぎわいをうむ・人が行き交い、商いが育まれる・美濃加茂暮らしを楽しくする	<ul style="list-style-type: none">・災害に耐え市民の暮らしを守る・地域防災拠点として機能する	<ul style="list-style-type: none">・利用しやすい・働きやすい・バリアフリー・ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none">・市民協働ができる・市民が気軽に関わり活動できる・ふらっと寄れる憩いのある空間	<ul style="list-style-type: none">・環境負荷の低減・自然環境を活かす・社会ニーズや高度な技術への柔軟な対応ができる

2. 1. 3 基本機能

新庁舎に求められる基本機能は、①「市民サービス機能」、②「執務機能」、③「市民とのつながりやまちとのつながりに対応した拡張機能」の3つに大別されます。

3つの基本機能について具体的に検討する際には、ユニバーサルデザインや省エネルギー化といった技術的な配慮だけではなく、人間的な配慮もきわめて重要です。3つの基本機能に2つの配慮を掛け合わせることによって、基本方針に基づいた新庁舎の整備を実現していきます。



(図 2-1 新庁舎に求められる3つの基本機能と2つの配慮)

【拡張機能についての分析】

策定委員会や市民ワークショップ、アンケートでは、市民やまちが主体となる「③拡張機能」についての要望や意見が数多く出されました。これらの要望・意見(アイデア)を分析し、市民が必要としている拡張機能を備えた庁舎を考えた結果、前述した新庁舎整備の基本理念「みんなのまあるいまちづくりひろば」が生まれました。

さらに、現実的な視点で、出されたアイデアの必要性について改めてふるいにかけた結果、費用対効果の高いものを新庁舎と一緒に整備すべきだという結果がでました。無駄にコストをかけず、費用対効果が高く、みんなが必要とする使える場所が求められています。

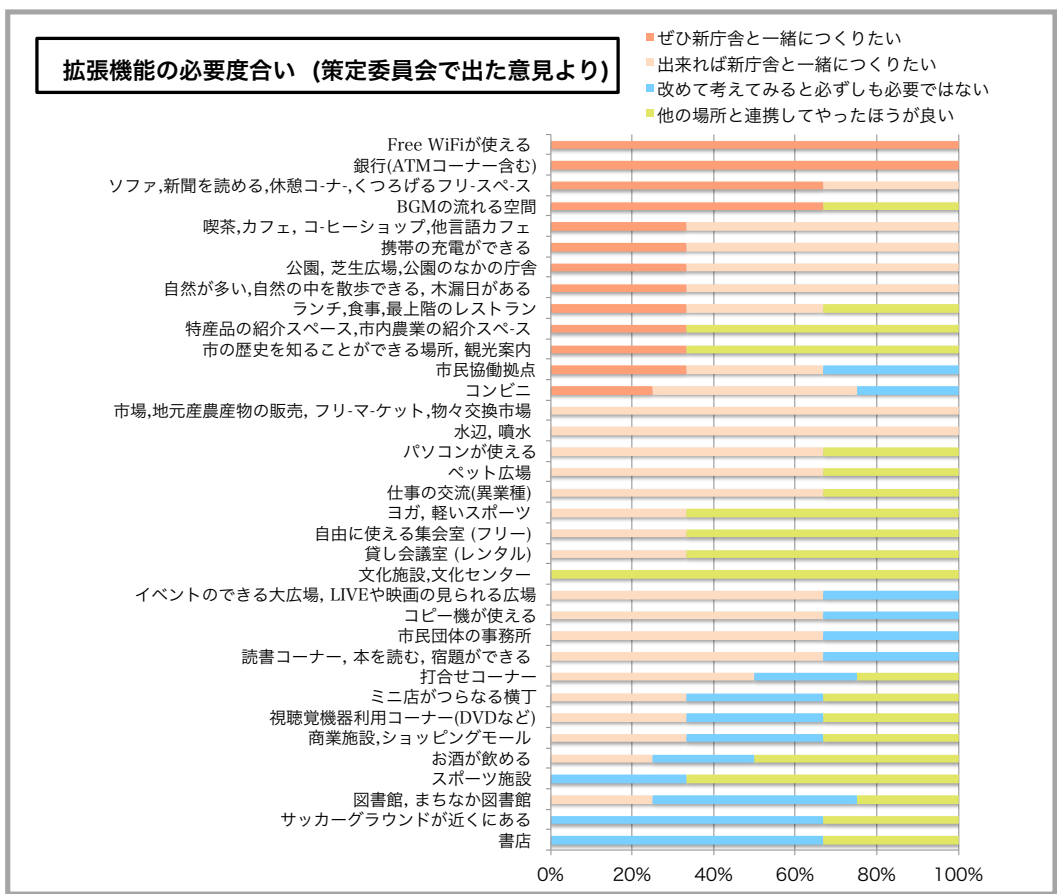
Free Wi-FiやATMなどの**利便設備**や、フリースペースやBGM、カフェなどの**自由に使える憩いの場・交流の場**のアイデアが該当している。
→比較的**小規模な整備**で実現可能

[改めて考えてみると必ずしも必要ではない機能]

スポーツ施設、美術館、書店や図書館といった、**特定の機能に特化したアイデア**が該当している。
→比較的**大規模な整備**が必要なアイデア



整備にかかるコストや運営方法等を含め、費用対効果の高い拡張機能を新庁舎と一緒に整備することが望ましい



(図2-2 参考資料:新庁舎に求める拡張機能とその必要性 市民ワークショップ+策定委員会)

2. 1. 4 新庁舎整備に必要な視点等

基本方針に基づいた新庁舎を整備するためには、次の3つの視点で新庁舎のあり方を十分に検討した上で、庁舎のハード面だけでなく、運用面、デザイン面、コスト面においても理想の庁舎を実現させる手段を選んでいくことが重要です。以上の考え方に基づき、先進的な事例を下記のとおり分析し、美濃加茂市に求められる新庁舎を検討する上で参考としました。

<p>視点①：庁舎機能の改善</p> <p>現庁舎での問題点や課題など改善すべきことに取り組むこと。</p> <p>視点②：社会的要請への対応</p> <p>社会情勢の変化と共に庁舎の役割や市政のあり方を見直し、柔軟に対応していくこと。</p> <p>視点③：まちづくり</p> <p>地域と連携して、庁舎が拠点となる最適なまちづくりを選択すること。</p>
--

A 庁舎機能の改善	B 社会的要請への対応	C まちづくり
<p>a 働きやすい執務環境 (市民サービス向上のため)</p> <p>b 経済性の確保</p> <p>c 環境配慮</p> <p>d セキュリティの確保</p> <p>e 耐震性、安全性</p> <p>f 水害対策</p> <p>g ユニバーサルデザイン</p> <p>h 親しみやすい空間</p>	<p>i 社会情勢の変化 高齢化、少子化</p> <p>人口減少</p> <p>技術革新(IT, AI, IoT)</p> <p>j 庁舎の役割</p> <p>k 市政のあり方 市民のニーズ 職員の働き方 市の財政状況</p> <p>l 災害対策拠点としての機能</p>	<p>m 庁舎周辺のまちづくり</p> <p>n 他地区との連携</p>

【考えるべきこと】



【実現させる手段】

①ハード面での対応	②運用面での対応	③デザイン面での対応	④コスト面での対応
-----------	----------	------------	-----------

(図 2-3 新庁舎整備に必要な3つの視点と4つの手段)

先進事例（新潟県長岡市庁舎）

【考えるべきこと】

A 庁舎機能の改善

h 親しみやすい空間

B 社会的要請への対応

j 庁舎の役割

k 市民のニーズ

×

【実現させる手段】

①ハード面での対応

・駅に直結した立地
・半屋外の広い市民広場

③デザイン面での対応

・親しみが持てるデザイン



市民交流広場(ナカドマ)

C まちづくり

m 庁舎周辺のまちづくり

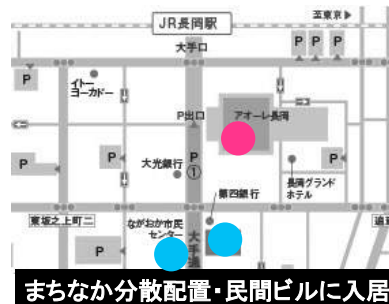
×

①ハード面での対応

・庁舎を分散配置させ、まちなかの市民回遊を狙う

②運用面での対応

・分庁舎は民間ビルに入居



まちなか分散配置・民間ビルに入居

先進事例（富山県氷見市庁舎）

【考えるべきこと】

A 庁舎機能の改善

f 水害対策

B 社会的要請への対応

k 市の財政状況

l 災害対策拠点

×

【実現させる手段】

①ハード面での対応

・廃校となった高校の体育館を利用(リノベーション)した庁舎



富山県氷見市庁舎

先進事例（愛知県高浜市庁舎）

【考えるべきこと】

B 社会的要請への対応

i 社会情勢の変化

人口減少

技術革新

k 市の財政状況

×

【実現させる手段】

①ハード面での対応

④コスト面での対応

・土地は市、建物は民間所有で、民間事業者が工事を
行い市が賃借料を支払う



愛知県高浜市庁舎

先進事例（山梨県山梨市庁舎）

【考えるべきこと】

B 社会的要請への対応

k 市の財政状況

C まちづくり

m 庁舎周辺のまちづくり

【実現させる手段】

① ハード面での対応

④ コスト面での対応

・閉鎖した民間工場を利用



先進事例（東京都豊島区役所）

【考えるべきこと】

A 庁舎機能の改善

e 耐震性・安全性

B 社会的要請への対応

k 市の財政状況

【実現させる手段】

① ハード面での対応

④ コスト面での対応

低層部が区役所、上層階がマンション



2-2 法的整理等

2.2.1 新庁舎の規模算定

多くの自治体で庁舎規模を算定する際に用いられている以下の3つの手法を用いて、新庁舎の適切な規模を検討します。

- (1)「新営一般庁舎面積算定基準」(国土交通省)により算定
- (2)「平成22年度地方債同意等基準運用要綱」(総務省)により算定
- (3)同規模人口の他自治体の事例を参考に算定

〈規模算定の前提条件〉

規模算定に必要な条件として、職員数、議員定数が必要となります。美濃加茂市の場合、以下に示すものを前提条件とし、目安となる規模を積算します。供用開始を想定する年度及び想定年次における本庁舎勤務予定者ならびに市議会議員定数を設定しておく必要がありますが、具体的な規模の積算については、新庁舎整備基本計画において行うこととします。

○職員数(H29.1.1 現在)

(人)

区分	特別職	部長級	課長級	課長補佐 係長級	一般職(製図)	一般職※	合計
現況職員数	3	7	27	72	18	226	353
内 訳	本館	2	5	16		92	148
	西館		2	7	25	10	122
	分庁舎	1		4	14	8	83

※一般職は、正職員+嘱託職員+臨時職員

○市議会議員定数(H29.1.1 現在)

議員定数	16人	美濃加茂市議会議員定数条例より
------	-----	-----------------

○人口

現況人口(2010年)	54,729人	美濃加茂市人口ビジョン作成時
現況人口(2017.1.1 現在)	56,278人	
将来展望人口(2040年)	58,318人	人口ピーク・美濃加茂市人口ビジョンより
将来展望人口(2060年)	56,694人	美濃加茂市人口ビジョンより

美濃加茂市人口ビジョンによると、2040年の人口ピーク以降、減少が見られますが2060年も現在人口と大差がないことから下記の数値を採用します。

想定職員数 353人	想定議員定数 16人
------------	------------

(1) 国土交通省基準による必要面積の算定 「新営一般庁舎面積算定基準」

国が庁舎に関する面積算定に用いている基準に基づき、必要面積を算定する方法です。

施設区分			算定基準	面積算定(m ²)
①執務面積			換算人員数×3.3m ² ×補正係数 1.1	1,870.18
役職区分	職員数(人)	換算率	換算人員数	
特別職	3	10	30	108.90
部長・次長級	7	4.5	31.5	114.35
課長級	27	2.5	67.5	245.03
係長級	72	1.8	129.6	470.45
一般職員(製図)	18	1.7	30.6	111.08
一般職員	226	1	226	820.38
合計	353		515.2	1,870.18
②付属面積				873.64
会議室	40 m ² /100 人、10 人増すごとに+4 m ²			141.20
倉庫	事務室(10%加算前の面積)×13%			221.02
宿直室	10 m ² /人、1 人増すごとに+3.3 m ² 2 人想定			13.30
庁務員室	10 m ² /人、1 人増すごとに+1.6 m ² 2 人想定			11.65
湯沸室	6.5~13 m ²			13.00
受付及び巡視溜	3 人想定 最小 6.5 m ² を採用			6.50
便所及び洗面所	職員 1 人当り 0.32 m ² /人			112.96
医務室	全職員数 350 人以上 400 人未満			95.00
売店	0.085 m ² /人ただし職員数≥150			30.01
食堂及び喫茶	全職員数 350 人以上 400 人未満			161.00
理髪室	想定しない			0.00
電話交換室	換算人員数による			68.00
③設備関係面積				514.00
機械室	有効面積 2,743.81 m ²		冷暖房(一般庁舎)面積≥2,000 m ²	436
電気室	同上		冷暖房(高圧受電)面積≥2,000 m ²	78
自家発電機室	同上		対象外(5,000 m ² 未満)	0
④玄関など			上記各室合計の 40%	1,303.12
⑤車庫			5 台 × 18 m ²	90.00
合計				4,650.94

(2) 総務省基準による必要面積の算定

総務省からの通達(「平成22年度地方債同意等基準運用要項等について(平成22年4月1日総財地第79号)」)において示された庁舎の標準的な面積算定基準に基づき、必要面積を算定する方法です。平成23年度に同基準は廃止されていますが、今なお多くの自治体で庁舎規模の基準として広く知られています。

施設区分	職員数(人)	換算率	換算職員数	基準面積	面積算定(m ²)
① 執務室面積					2,963.70
特別職	3	20	60	換算職員数 × 4.5 m ²	270.00
部長・次長級	7	9	63		283.50
課長級	27	5	135		607.50
係長級	72	2	144		648.00
一般職員(製図)	18	1.7	30.6		137.70
一般職員	226	1	226		1,017.00
合計	353				
② 倉庫	①×13%				385.28
③ 会議室等	常勤職員 × 7.0m ² (電話交換室、便所、洗面所その他)				2,471.00
④ 玄関等	(①+②+③)×40% (廊下、階段その他通行部分)				2,327.99
⑤ 車庫	所有台数 × 25 m ² 中型車(乗用車1台につき18m ²) 5台所有				125.00
⑥ 議事堂	議員定数 × 35 m ²				560.00
合計					8,832.97

〈人口5万人以上50万人未満の市町村基準を準用〉

(3) 同規模人口の他自治体の事例を参考に算定

	現在人口(万人)	面積(m ²)	想定職員数(人)	職員1人当りの面積(m ² /人)	竣工年(年)
岩倉市	5.3	9,143	265	34.50	2002
三好市	5.9	10,106	315	32.08	2012
坂東市	5.6	12,318	326	37.79	2016
出水市	5.5	10,941	450	24.31	2016
結城市	5.2	10,500	352	29.83	2020
朝倉市	5.6	10,900	477	22.85	2021
平均				30.22	
美濃加茂市	5.6	10,667	353	30.22	

国土交通省基準による算定結果と総務省基準による算定結果とでは、新庁舎の必要面積に大きな差が出ています。この差の主な要因は、国土交通省基準が国の庁舎の面積基準であるため、美濃加茂市のような地方自治体特有の業務に利用される会議室等(防災会議室、納税時に利用する相談室等)を面積計算に想定していないことによるものです。国土交通省基準には、議場等についても含まれていないため、別途計上する必要があります。また、同規模人口の他自治体の事例を見てみると、職員一人当たりの面積については 22.8~37.7 m²/人と大きな差があり、平均値を用いた算定では、3つのうちで最も必要面積が大きいという結果になりました。

美濃加茂市においては、財政面を考慮し、自分たちの創意工夫や民間の知恵を使いながらコンパクトな新庁舎を目指すものとし、下記の数値を新庁舎規模の目安とします。

新庁舎の延床面積=8,800 m² (職員一人当たり 24.92 m²/人)

【参考:現在の延床面積】

		延床面積(m ²)	職員数(人)	職員一人当たりの面積(m ² /人)
本庁舎	本館	3,494.93	148	23.61
	西館	1,671.81	122	13.70
分庁舎		1,959.86	83	23.61
合計		7,126.60	353	20.18

※ 西館はスペースに余裕がなく、分庁舎はスペースに余裕がある。

※ 本館は書庫等の付属建物を除くと、延床面積 2,767.95 m²で一人当たりの面積は 18.70 m²/人となる。

なお、新庁舎の規模については、今後の具体的な検討(文書量調査等)に基づいて精査する必要があります。

〈敷地の規模について〉

敷地の規模については、①建物の階高、②駐車場の必要台数算定、③その他外構計画の想定(広場や緑など)、④建物の分棟についての考え方の取りまとめなど、想定内容によって誤差が大きくなるため、現時点における算定が困難です。したがって、敷地規模算定は、より詳細な検討を行うこととなる基本計画において検討することとします。

ただし、国土交通省基準の庁舎面積算定において、敷地面積の標準を「建築面積に対して木造の場合4倍、耐火造の場合2.5倍を標準とする」との記述があるため、新庁舎を現庁舎と同様の耐火造と想定し、先の想定延床面積をベースにした目安を計上します。

階数(A)	1	2	3	4	5
延床面積(B)	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
建築面積 C=(B/A)	8,800	4,400	2,933	2,200	1,760
敷地面積(C×2.5)	22,000	11,000	7,332	5,500	4,400

2. 2. 2 都市計画法および建築基準法による立地条件の整理

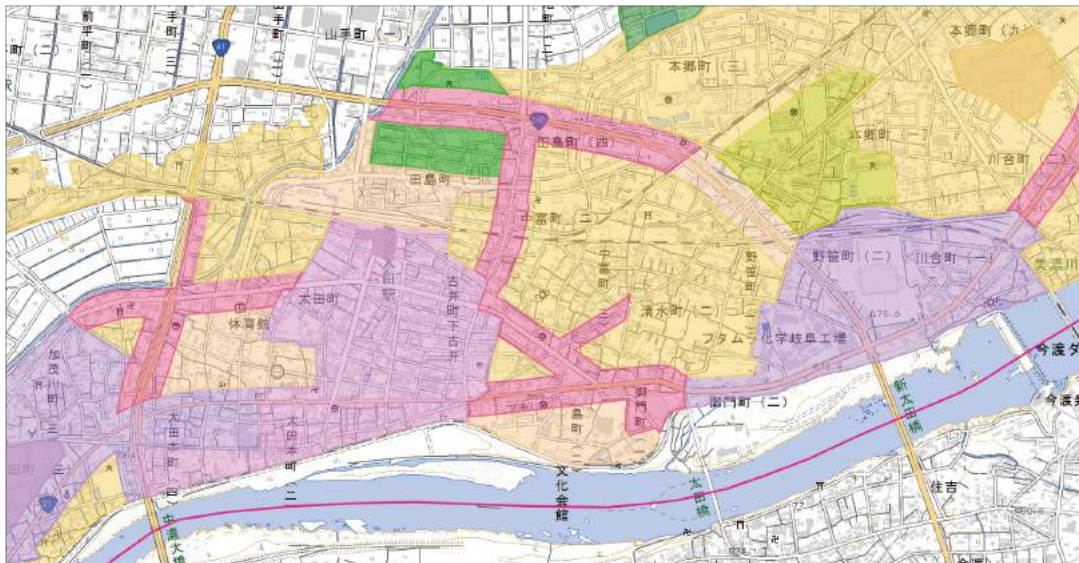
2.2.1において算定した面積をもとに法的整理を行いました。「建築基準法(昭和25年法律第201号)」上、庁舎は「地方公共団体の支庁又は支所」に該当し、用途地域による法的制限を受けます。下記の地図は用途地域ごとに色分けされており、表の色分けとリンクしています。「建築の制限」にある△印の用途地域では、条件付きで建築可能ですが、現庁舎の延べ床面積を考慮すると一棟での建築は難しいと考えられます。

「都市計画法(昭和43年法律第100号)」における各用途地域に対しては、建築基準法においても表のような建物の高さに関する制限が設けられているため、建築計画の際には留意する必要があります。また、美濃加茂市は市内全域が都市計画区域に指定されており、都市計画法の規定に基づき、開発区域面積が3,000㎡以上の土地で行う開発行為は県知事の許可が必要となります。しかしながら、単なる形式的な区画の変更や切り土、盛り土を伴わない土地の区画形質の変更に該当する行為は許可が不要となっています。

用途地域 制限	対象エリアとして可能性の低い用途地域				対象エリアとして可能性の高い用途地域									
	一種 低層住専	二種 低層住専	一種 中高層住専	二種 中高層住専	一種住居	二種住居	近隣商業	商業			準工業	工業	工業専用	
建築の制限	△1	△1	△1	△2	△3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
容積率	80%	80%	200%	200%	200%	200%	200%	200%	400%	200%	200%	200%	200%	200%
建ぺい率	50%	50%	60%	60%	60%	60%	80%	80%	80%	80%	60%	60%	60%	60%
高さの限度	10,12m	12m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北側斜線	1.25+5m	1.25+5m	1.25+10m	1.25+10m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路 斜線	勾配	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	適用距離	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	25m	20m	20m	20m
隣地斜線	-	-	1.25+20m	1.25+20m	1.25+20m	1.25+20m	2.5+31m	2.5+31m	2.5+31m	2.5+31m	2.5+31m	2.5+31m	2.5+31m	2.5+31m
対象	軒下7m超 階数3以上	軒下7m超 階数3以上	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超	-	-	-	高さ10m超	-	-
算定地盤面	1.5m	1.5m	4m	4m	4m	4m	4m	-	-	-	4m	-	-	-
日影 規制	5~10m	4h	4h	4h	4h	5h	5h	5h	-	-	-	5h	-	-
	>10m	2.5h	2.5h	2.5h	2.5h	3h	3h	3h	-	-	-	3h	-	-
準防火地域	-	-	-	-	-	-	-	-	指定	-	-	-	-	-
法第22条	場所により	-	場所により	指定	場所により	場所により	場所により	指定	指定	指定	指定	場所により	-	-

※ ○：建築可 △1：600㎡以下 △2：2階以下かつ1500㎡以下 △3：3000㎡以下

※ 容積率・建ぺい率：敷地が複数の用途地域にまたがっているとき、当該敷地の容積率は、それぞれの建ぺい率・容積率の面積按分により設定する。



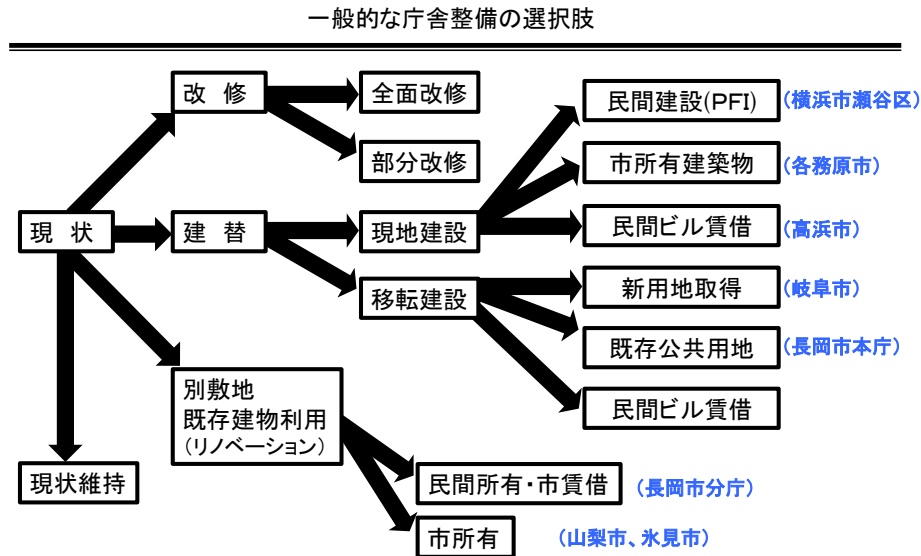
出典：美濃加茂市 地理情報システム

第3章 新庁舎整備の事業手法及び候補地等の比較分析

3-1 新庁舎整備の事業手法の比較分析

3.1.1 事業手法の選択肢

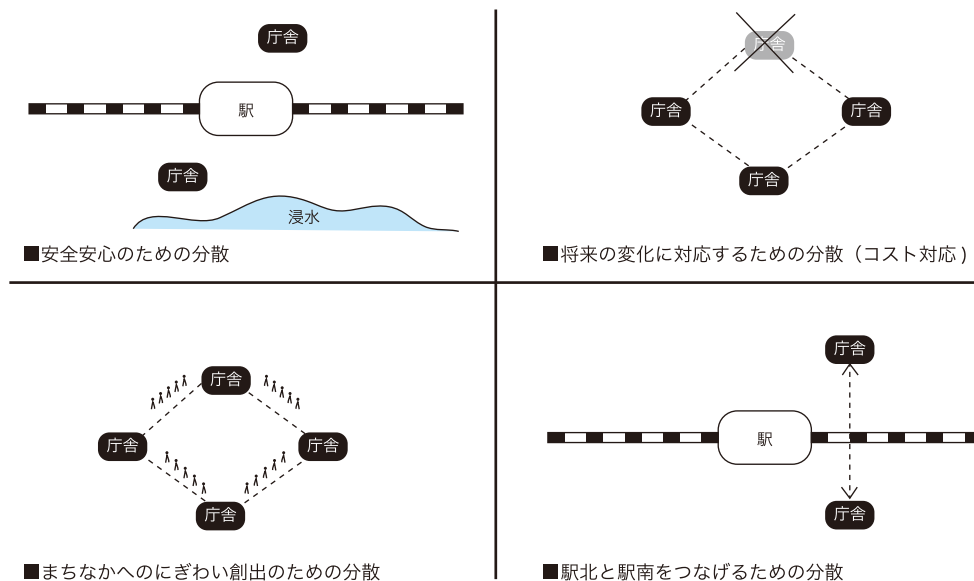
新庁舎整備の事業手法については下記のような多様な選択肢があります。自前で土地を取得し建物を建設する「従来型」の手法のほか、既存の民間建物を改修(リノベーション)した上で庁舎として利用する手法や、土地や建物をリースや賃貸で使用する手法など、近年は社会の変化や財政を見据えた「従来型」とは異なる様々な手法が検討されています。



※建物配置については、統合型と分散型の2通りがある。
 ※分散型の場合は複数の手法をとる場合がある

[参考:庁舎の分散について]

現在の庁舎機能は、本庁舎、分庁舎、生涯学習センター、プラザちゅうたい、文化の森、山之上交流センターの6ヶ所に分散しています。すべての機能を1ヶ所に集約することにより利便性や作業効率の向上が図れるといった統合型のメリットと、下記のような分散型のメリットとを比較し、最終的な新庁舎のあり方を決定していく必要があります。



3. 1. 2 事業手法の比較分析

近年、公共施設の整備において、厳しい財政状況のもと、公共投資を抑制しながら、効率的で効果的な公共サービスの提供を図るために、民間の有する資金やノウハウを活用する様々な事業手法が取り入れられてきています。新庁舎整備においても、最も有効な事業手法を選択することが必要であることから、庁舎整備の代表的な3つの事業手法(「直接建設方式(従来型)」、「リース及び賃借方式(民間活用)」、「PFI方式」)を比較分析し、その結果を下図に示します。

(1)直接建設方式(従来型)

通常の公共事業の実施方法で、市の財政資金を用いて、設計、建設を民間事業者に委託して行う手法です。庁舎においては、維持管理・運営は市が直接行います。(維持管理は一部民間委託)

(2)リース及び賃借方式(民間活用)

民間事業者が自ら資金調達を行い、設計・建設及び維持管理・運営を一体的に行う手法です。リース方式において施設の所有権を市へ移転する場合、移転時期はリース期間満了時が一般的です。賃借については、通常の不動産賃借借契約により、場所を間借りすることをいいます。

(3)PFI方式(公民連携)

「民間資金等の活用による公施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)(平成11年法律第117号)」に基づいて、民間事業者が自ら資金調達を行い、設計・建設及び維持管理・運営を一体的に行う手法です。施設の所有権を市へ移転する時期等によって数種の方式があります。

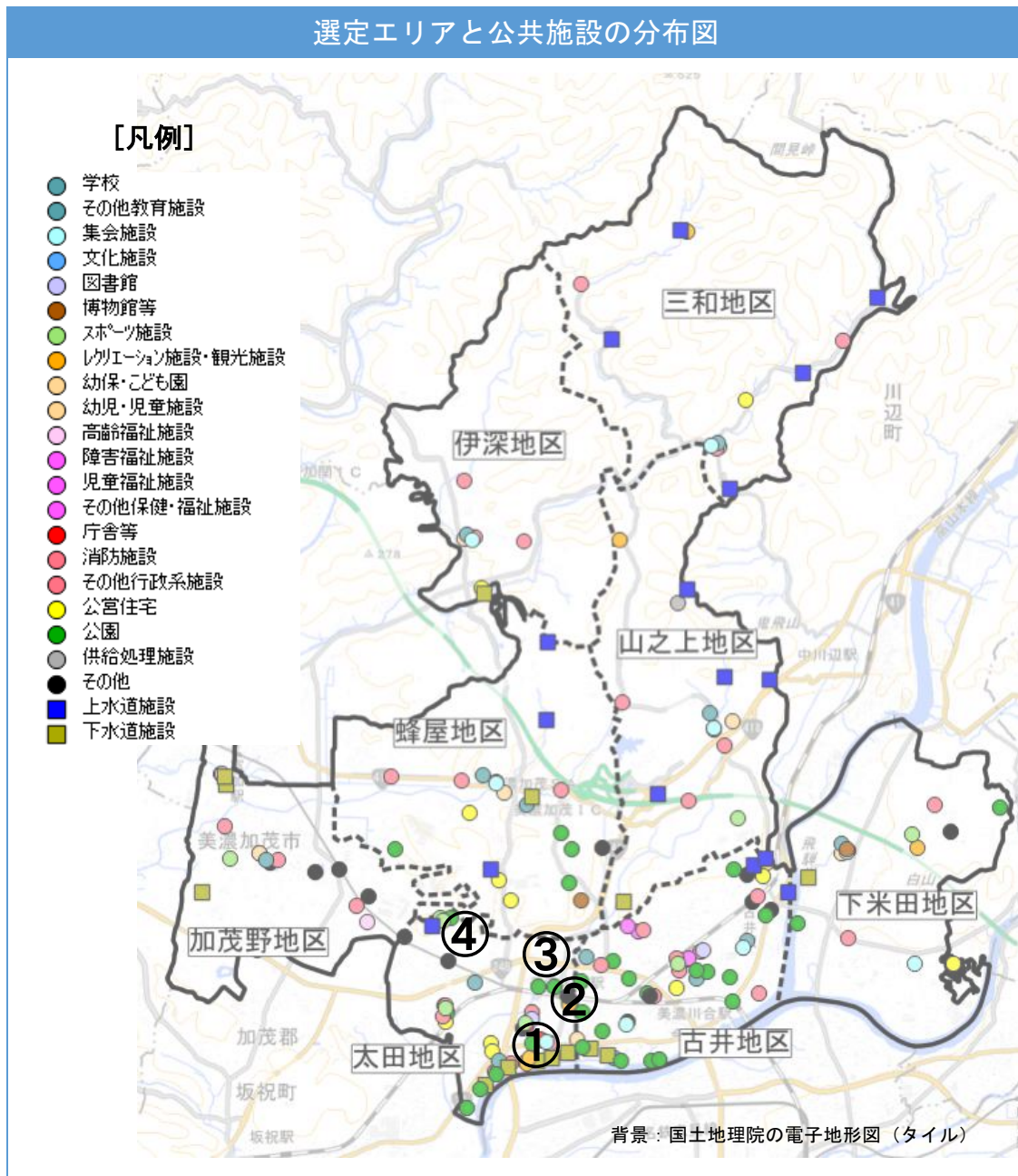
事業方式	直接建設方式(従来型)	リース及び賃借方式(民間活用)	PFI方式(公民連携)
概要	設計・建設を委託や請負契約により発注する。	民間が資金調達した上で設計、建設を行い、市が施設を長期賃借する。	設計・建設・維持管理のすべてを一括発注する。PFI法に基づき実施。
資金調達	市	民間	民間
設計・建設	市	民間	民間
維持管理	市	民間、市は買賃借契約締結	民間
施設所有	市	民間 または 民間→市	市 または 民間→市 または 民間
財政負担の抑制	事業費全体のコスト削減の可能性が低い。	建物リース期間開始前にはコストゼロ。	民間のノウハウ活用で、事業費の削減可能性あり。
財政の平準化	初期費用が高い	可能	可能
補助金の活用	×	×	△ 建物の建て方による
市の意向、市民意見の反映	設計変更に対する柔軟性あり。	性能発注のため、発注後の柔軟な対応が難しい。	
地域経済への波及効果	分離発注によって地元企業の参入機会あり。	大手企業主導になりやすい。	
事業期間	事業の見通しは立てやすいが期間短縮が難しい。	PFIと比べて、柔軟に事業者選定ができる。	PFI法に基づく事業者選定に時間がかかる。
その他	非常時の運営も柔軟な対応が可能。	民間が運営のため、柔軟な対応が難しい。	柔軟な対応が難しいが、施設改変は可能。
事例	多数あり	高浜市役所本庁舎 4,881㎡(期間約22年) 座間味村庁舎 1,289㎡(期間 15年)	紫波町新庁舎 6,650㎡(期間約17年間)

(図 3-1 事業手法の比較)

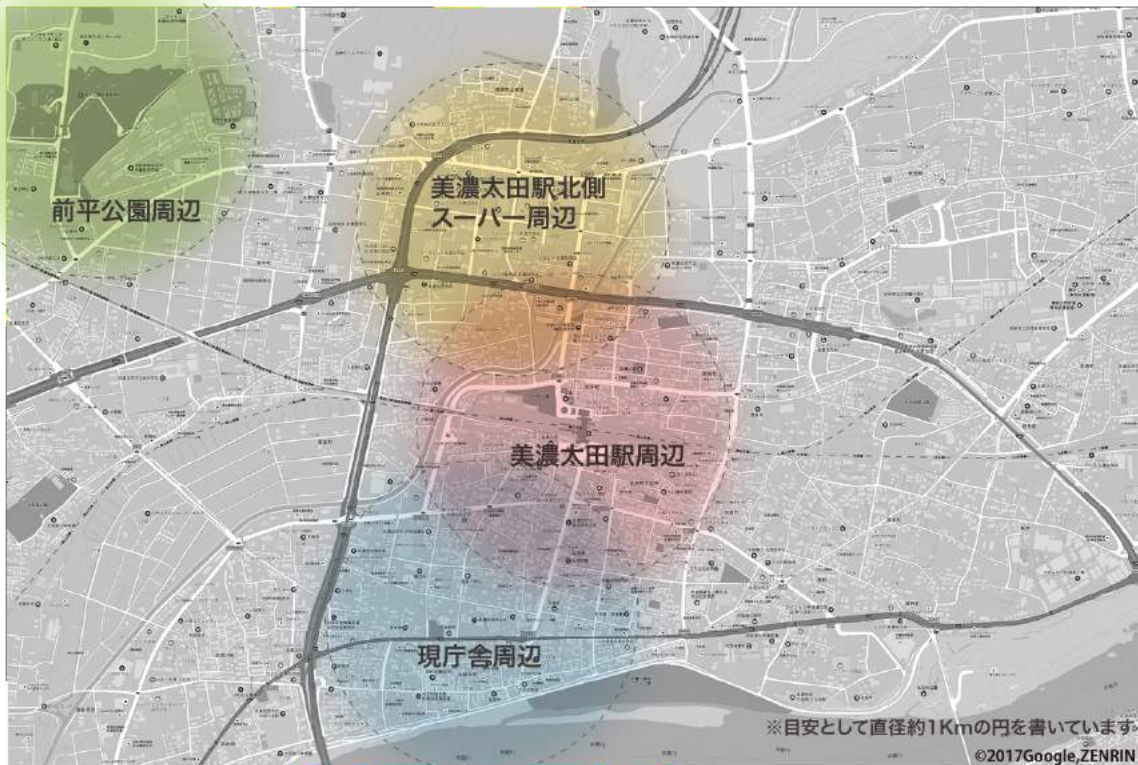
3-2 新庁舎整備の候補地等の比較分析

新庁舎整備候補地の選定については、市民アンケートや市民ワークショップなどを通して得られた意見を踏まえ、庁舎とともにまちづくりを考える上で重要な場所はどこかという視点をもって、美濃加茂市全域から現庁舎周辺を含めた4ヶ所のエリアを選定しました。

- ①現庁舎周辺 ②美濃太田駅周辺 ③美濃太田駅北側スーパー周辺
- ④前平公園周辺



〈選定エリア拡大〉



【新庁舎の立地条件】

「まちづくりにいかされる庁舎」という視点で選定した4つのエリアは、すべてコンパクトエリア^(※)内に位置しています。これらのエリアが持っている立地上の強みと弱みを分析した結果をもとに、新庁舎の整備地を決める際に考慮すべき立地条件を次のとおり整理しました。

(※)コンパクトエリア：「美濃加茂市公共施設等総合管理計画」において定めた庁舎等、主要な公共施設が集約されている地域

【新庁舎に求める6つの立地条件】

- ① 誰もが利用しやすく立ち寄りやすい場所であること
- ② 駐車場を含め、庁舎として十分な広さが確保できること
- ③ 生活の利便性が高いエリアにあること
- ④ 土地の取得を含めてコストが抑えられていること
- ⑤ 自然環境や景観などが整っていること
- ⑥ 治安がよく、防災面においても安全で安心であること

なお、庁舎の位置については、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」において、次のように定められています。

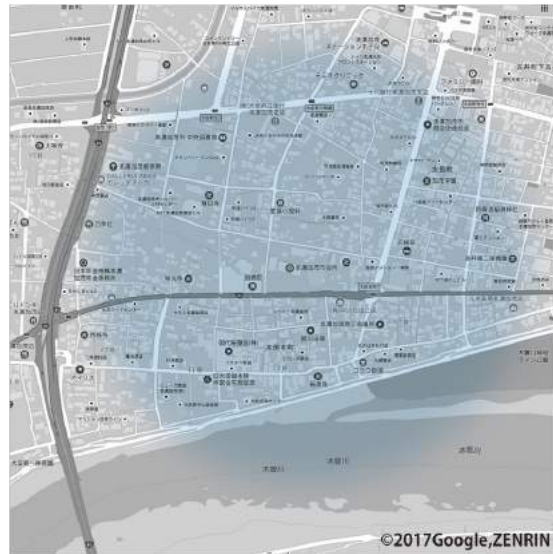
地方自治法 第4条第2項(抄)

事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

選定された4つのエリアの分析結果は次のとおりです。

現庁舎周辺

所在地	太田町
敷地面積	— (本庁舎(市有地)約11,000㎡)
築年数	本館1961年、西館1979年(旧耐)
用途地域	北側：第2種住居地域 南側：商業地域
アクセス	国道21号線沿い
浸水想定	新丸山ダムが完成するまで木曽川浸水0.5m~2m想定区域
権利状況	市有地(本庁舎、分庁舎)
解体/造成	新築する場合、現庁舎の解体が必要
周辺環境	中心市街地。 公共施設や総合病院などが集まるエリアである。また、徒歩圏内に太田宿や商店街などがある。



[まちの特徴・まちづくりの可能性についての考察]

強み: 古くからの住人や商店が多く、駅、商店街、太田宿などの集客スポットに近い。

弱み: まちに賑わいがなく、立地を活かしきれていない。

まちづくりの可能性: 商店街や太田宿などの魅力あるスポットに近い立地を活かし、さまざまな活動や交流ができる賑わいのあるまちづくり

美濃太田駅周辺

所在地	太田町
敷地面積	— (大手町公園(市有地)約7,700㎡) (市商業ビル(市有地)約1,700㎡)
築年数	—
用途地域	駅北：第2種住居地域 駅南：商業地域
アクセス	JR美濃太田駅近く
浸水想定	新丸山ダムが完成するまで木曽川浸水想定区域0.5m未満
権利状況	民地(大手町公園、市商業ビルは市有地)
解体/造成	新築する場合、場所によっては既存建物の解体が必要
周辺環境	JRの乗換駅、長良川鉄道の始発・終着駅があり、駅南には商店街、駅北には都市公園が立地する。駅南には空きビルが点在し、庁舎整備に活用することも考えられる。



[まちの特徴・まちづくりの可能性についての考察]

強み: 公共交通機関によるアクセスの良さ。外国人向けの店などが点在する多文化共生の拠点。

弱み: 集いたくなるような魅力的な場所が少なく、賑わいが少ない。

まちづくりの可能性: ①立地を活かし、子供から高齢者、外国人まで様々な人が集い、交流し、活動できる「場」のあるまちづくり ②駅を起点として商店街、木曽川ライン公園、太田宿など市の魅力スポットをめぐる拠点となるまちづくり ③駅の北側と南側の結節点となるまちづくり

美濃太田駅北側スーパー周辺

所在地	山手町
敷地面積	—m ²
築年数	—
用途地域	無指定
アクセス	国道 248 号線、国道 41 号線近く
浸水想定	木曽川浸水想定区域外
権利状況	民地
解体 / 造成	新築する場合、場所によっては既存建物の解体が必要
周辺環境	中心市街地北側で郊外のロードサイド店舗が集まる。北側には中部台の住宅団地や文化の森が位置し、南側には徒歩圏内に美濃太田駅が位置する。



[まちの特徴・まちづくりの可能性についての考察]

強み:スーパー等の集客施設があり、美濃太田駅や文化の森も近い。車でのアクセスに便利。

弱み:街並みが歩きたくなるような魅力に欠ける。地域活動や人の交流も少ない。

まちづくりの可能性:商業施設を中心に、北側の文化の森や南側の美濃太田駅を活かし、南北を軸とした人が歩きたくなるようなまちづくり

前平公園周辺

所在地	前平町
敷地面積	— (前平公園約 130,000 m ² (市有地は約 73,000 m ²)) (岐阜県畜産研究所 (市有地) 約 30,000 m ²)
築年数	—
用途地域	無指定
アクセス	国道 248 号線、国道 41 号線近く
浸水想定	木曽川浸水想定区域外
権利状況	市有地 (前平公園、岐阜県畜産研究所)
解体 / 造成	場所によっては大規模造成が必要
周辺環境	中心市街地から離れた郊外の都市公園。南側には長良川鉄道の前平公園駅があり、北側には大手企業の工場が複数立地する。



[まちの特徴・まちづくりの可能性についての考察]

強み:公園や森、スポーツ施設などの遊べる場所とスポーツや子育てを通じた人の交流がある。

弱み:郊外で高低差のある場所のため、車でのアクセスが基本となり、歩いて行くには不便である。

まちづくりの可能性:公園や森、スポーツ施設を活かした子育て健康まちづくり

第4章 新庁舎をいかしたまちづくり構想

4-1 新庁舎をいかしたまちづくりにおける留意事項

新庁舎をいかしたまちづくりを考える上で、美濃加茂市が目指す方向や重点施策を示した各種計画との整合を図ることが重要です。各種計画名と第5次総合計画等に定められた基本理念等を下記に示します。

美濃加茂市第5次総合計画 後期基本計画	
・美濃加茂市まち・ひと・まちしごと総合戦略「Caminho」	
・美濃加茂市地域防災計画	・美濃加茂市人口ビジョン
・美濃加茂市地域公共交通網形成計画	・美濃加茂市景観計画
・美濃加茂市障がい者計画	・都市計画マスタープラン
・美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画	
・美濃加茂市・坂祝町生涯学習推進基本構想・基本計画	
・美濃加茂市スポーツ推進計画	
・第2次美濃加茂市多文化共生推進プラン	
・美濃加茂市公共施設等総合管理計画	
・みのかも定住自立圏第2次共生ビジョン	
・美濃加茂市かわまちづくり基本計画	

第5次総合計画等で定められた基本理念・政策・施策等

目指すべき将来像	「まあるいまち みのかも」
基本理念	地域の力とやる気をエネルギーとしてまちをつくります 将来もずっと輝き続けることができるまちをつくります
政策・施策等	個性を活かし、まちを愛して行動できる市民を育む にぎわいのあるまちなかを再生する中心市街地の再生 農業と地元産の農産物の魅力を高める もてなしの心を育み、交流人口を増やす 地域ぐるみで安全な環境をつくる 未来を担う、心豊かでたくましい子どもを育む 国籍や文化の違いに関係なく共に暮らせるまちをつくる 地域の自然、歴史や人材をいかしたまちづくり 安全で便利に移動できる仕組みをつくる うつくしいまちなみの形成 環境にやさしい暮らし方を進める 協働の視点に立ったより効果の上がる組織をつくる(市役所経営方針) 経営資源を効率よく活用できる仕組みをつくる(市役所経営方針)

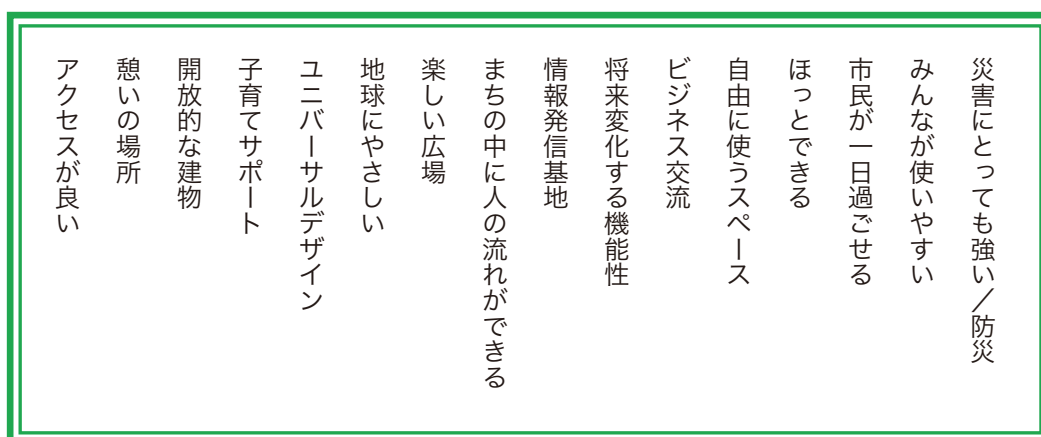
4-2 2050年における理想の庁舎とその位置づけ

新庁舎をいかしたまちづくりを行うためには、新庁舎整備において建物(ハード)としての利便性や安全性を向上させるだけでなく、美濃加茂市の未来を考え、これからまちがどうあるべきかについての議論が不可欠です。

以上の考えから、策定委員会と市民ワークショップにおいて、「2050年とはどんな未来になるとよいか、そのとき庁舎の役割はどうだろう。」をテーマに市民の目線で意見を出してもらいました。その結果、理想とする未来の美濃加茂市のすがたを「2050年になってもみんなが幸せを感じることができる庁舎のある未来」と考え、この未来の実現のために必要な新庁舎の役割について、「未来に届けたいタネ」というかたちでまとめました。

「未来に届けたいタネ」を分析すると、新庁舎の役割を3つに大別することができ、新庁舎は「**市民と共にあるわたしたちのよりどころ**」という大きな視点が見えてきました。

未来に届けたいタネ



<新庁舎の役割>

- ①すべての市民（みんな）の暮らしを守る
- ②みんなの活動をサポートする
- ③美濃加茂市の魅力そのものを向上させる

<新庁舎の位置づけ>

2050年になってもみんなが幸せを感じることができる庁舎は、市役所という概念のない場所
「ふりかえればそこにある あなたに寄り添う」

【庁舎の未来予想図】

2050年における理想の庁舎をイメージしやすいように、「未来に届けたいタネ」をもとに庁舎の未来予想図を描きました。

災害にとっても強い／防災（市民を守る）



みんなが使いやすい



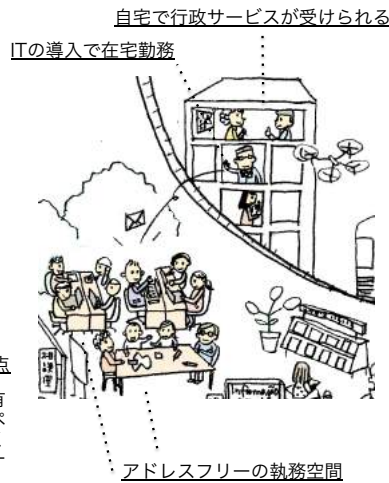
市民が一日過ごせる／ほっとできる



自由に使うスペース／ビジネス交流



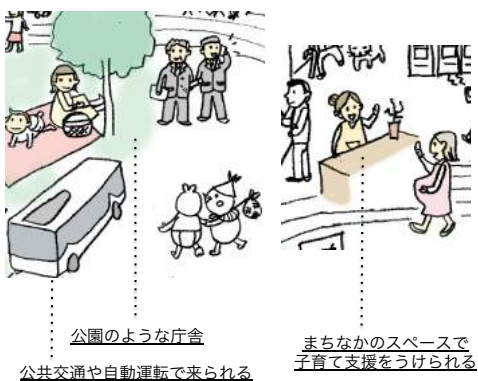
将来変化する機能性



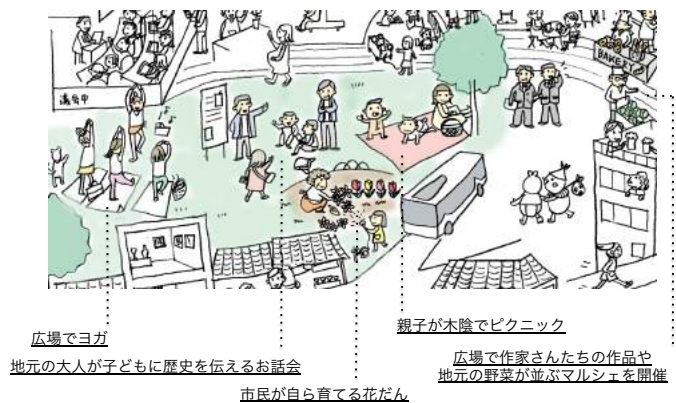
情報発信基地



まちの中に人の流れができる



楽しい広場



4-3 新庁舎をいかしたまちづくりに求められること

前述した「未来に届けたいタネ」や「市民のよりどころ」という新庁舎の位置づけを踏まえつつ、策定委員会と市民ワークショップにおいて、4つの候補地における新庁舎をいかしたまちづくりの可能性を検討した結果、下記のような意見が出されました。

《市民ワークショップにおける検討結果》

現庁舎周辺	美濃太田駅周辺
<p>まちづくりの可能性 ▲■■■■■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅や商店街に近い立地を活かした、交流とにぎわいのまちづくり ・太田宿に近い立地を活かした、歴史・文化・観光のまちづくり <p>庁舎のコンセプト ■■■■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔と今と未来をつなげる庁舎 ・今ある使われていない場所が人が集まるまちの拠点になる庁舎 	<p>まちづくりの可能性 ▲■■■■■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅を拠点として、市の魅力スポットと連携するまちづくり ・国籍や年齢を超えて、多様な人たちが集まり、交流し、活動できるまちづくり ・駅の北側と南側をつなぐまちづくり <p>庁舎のコンセプト ■■■■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗を活用したコンパクトな庁舎 ・民間と連携した魅力ある庁舎スポット ・広域的なネットワークに強い庁舎
美濃太田駅北側スーパー周辺	前平公園周辺
<p>まちづくりの可能性 ▲■■■■■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設を中心とした、人が集まるにぎわいのまちづくり ・文化の森や駅とつながり、南北を軸とした歩きたくなるまちづくり <p>庁舎のコンセプト ■■■■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住んでうれしい、外から来てもうれしい、まちあるきの拠点 ・商業施設との公民連携 ・日常生活の交流拠点 	<p>まちづくりの可能性 ▲■■■■■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園や自然を活かした子育てのまちづくり ・スポーツ施設を中心とした、健康と福祉のまちづくり ・自然を活かした景観のまちづくり <p>庁舎のコンセプト ■■■■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かでゆとりがあり、多世代の市民が集えて、健康づくりができる庁舎

これらの意見から新庁舎をいかしたまちづくりに求められることを、次のとおり整理しました。

<p>【新庁舎をいかしたまちづくりに求められること】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活と商業を結びつけ、人の流れを生むにぎわいを創出すること ② 地域の活動やコミュニティをいかし、国籍などに関わらず人と人とのつながりを築くこと ③ 美濃加茂の歴史や伝統を継承すること ④ 既存の地域資源をいかすこと

4-4 新庁舎をいかしたまちづくり構想の理念

ここまで整理してきた事項を踏まえ、新庁舎をいかしたまちづくり構想における理念を検討しました。その結果、『ヒト・モノ・コトの行き交うなかで培われてきた「土壌・風土」とそこで育まれた美濃加茂人の DNA である「迎え入れる心」を、新庁舎を拠点としたまちづくりにいかしつつ、再構築すること』を「現代版 太田宿」と名付け、新庁舎をいかしたまちづくり構想の理念としました。

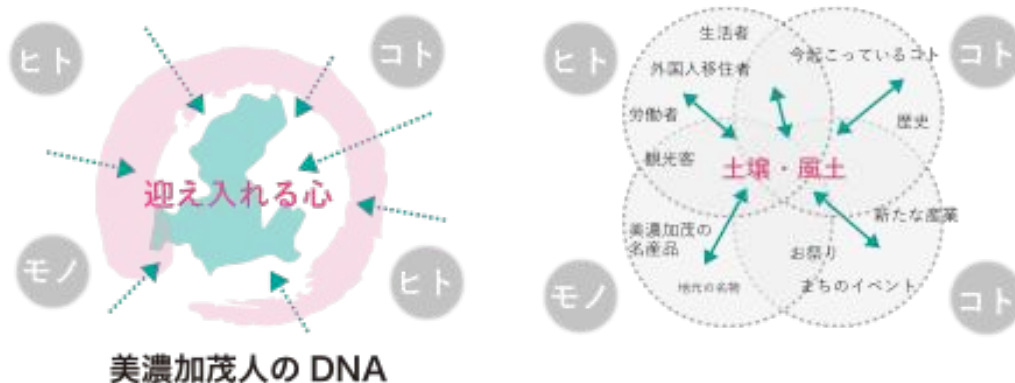
新庁舎をいかしたまちづくり構想の理念

「現代版 太田宿」

(※地理的な太田を意味するものではない)

「現代版 太田宿」とは

ヒト・モノ・コトの行き交うなかで培われてきた「土壌・風土」とそこで育まれた美濃加茂人の DNA である「迎え入れる心」を新庁舎を拠点としたまちづくりにいかしつつ、再構築すること



【現代版太田宿イメージ図】



おわりに

答申書及び本資料には、策定委員会の委員をはじめ、市民ワークショップやお出かけワークショップ、市民アンケートなどにご協力いただいた多くの市民のみなさんの思いが込められています。

策定委員会として、「みんなのまあるいまちづくりひろば」と「現代版太田宿」という二つの理念に基づき、まちづくりの拠点となる新庁舎を整備することにより、「2050年になってもみんなが幸せを感じることができる庁舎のある未来」が実現できることを心から望みます。

資料1 美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会 委員名簿

(順不同,敬称略)

氏名	所属等
海道 清信	名城大学 都市情報学部教授
須藤 美音	名古屋工業大学 工学部准教授
鈴木 登	美濃加茂商工会議所 会頭
佐合 鋭司	美濃加茂市消防団 団長
鹿野 久美子	美濃加茂市教育委員会 教育委員
日比野 和郎	美濃加茂市社会福祉協議会 会長
山田 智	めぐみの農業協同組合 地域組織課課長
渡邊 博栄	美濃加茂青年会議所 前副理事長
安藤 志郎	NPO 法人美濃加茂国際交流協会 会長
渡邊 須美樹	NPO 法人グリーンネット 代表
佐光 重広	公募市民
佐合 茂樹	公募市民
長谷川 尚子	公募市民
山田 亜光	公募市民
渡辺 勝則	公募市民
西田 康人	公募市民
舟阪 美来	公募市民

所属は委嘱時のもの

資料2 美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会 答申過程

回	開催日	内容
第1回	平成 29 年 2 月 7 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・市長挨拶 ・委員紹介 ・会長の選出 ・諮問 「本委員会の設置目的等」 「市庁舎の現状」 「新庁舎整備に関して意見交換」
第2回	平成 29 年 3 月 29 日(水)	「現庁舎の課題」 「これからの方向性」
第3回	平成 29 年 4 月 27 日(木)	「新庁舎に求められる基本機能」 「新庁舎をいかしたまちづくり構想」
第4回	平成 29 年 8 月 18 日(金)	「新庁舎整備候補地の複数選定と課題整理」
第5回	平成 29 年 10 月 12 日(木)	「新庁舎整備候補地の比較分析」 「新庁舎整備の事業手法」 「新庁舎をいかしたまちづくり構想」
第6回	平成 29 年 12 月 5 日(火)	「答申書について」



資料3 市民ワークショップ開催日等

回	開催日	内容
第1回	平成 29 年 6 月 11 日(日)	「2050年に庁舎やそのまわりがこうなっていたらいいな！」を考えよう
第2回	平成 29 年 7 月 15 日(土)	「未来の理想の庁舎のある場所と、役割を考えてみよう！」
第3回	平成 29 年 7 月 30 日(日)	「選んだ場所の「まちの強み」と「まちの弱み」は何だろう？」
第4回	平成 29 年 8 月 26 日(土)	「まちづくりのために、庁舎やその周りはどうなっていると良いだろう？」



資料4 おでかけワークショップ開催日等

回	開催日	対象
第1回	平成 29 年 6 月 17 日(土)	子育て世代
第2回	平成 29 年 7 月 19 日(水)	自治会代表者等
第3回	平成 29 年 7 月 24 日(月)	働く世代
第4回	平成 29 年 8 月 17 日(木)	中高生
第5回	平成 29 年 8 月 20 日(日)	外国人
第6回	平成 29 年 8 月 25 日(金)	障がい者

